

奈良県告示第五百六十四号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表会計局に勤務する出納員の項中「健康福祉部長寿社会課」の下に「及び長寿社会課地域包括ケア推進室」を、「県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課」の下に「、民俗博物館及び馬見丘陵公園館」を加える。